



「がん患者を支えるためのプロジェクト通信」

第9回 言葉の持つ力

名古屋市立大学大学院医学研究科 大野裕美



皆様、今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。新年初のコラムは、言葉の持つ力・イメージについて取り上げたいと思います。昨年8月1日付で、がん診療連携拠点病院等の整備指針の改定が、都道府県知事に通知されました。このたびの改定の特徴のひとつに、地域がん診療連携拠点病院の「高度型」の廃止があります。廃止理由は、定義が不明確であることから結果として地域偏在を招きやすいことや、患者に与える印象と診療機能の実態が異なるという指摘によるものです。

確かに、「高度」という形容によって私達は、他よりも秀でた特別なものを享受できるとしてしまっています。似たようなエピソードとして、がんの「標準治療」も同様です。国立がん研究センター・がん情報サービスのホームページでは、「標準治療とは、科学的根拠に基づいた観点で、現在利用できる最良の治療であり、ある状態の一般的な患者さんに行われることが推奨される治療」と用語の説明が掲載されています。このような説明書きがあれば理解できますが、知らなければ言葉のイメージが先行しますので、品質のランクを示す場合に用いられる「上中下」や「松竹梅」等のように、「標準」が何か物足りなく、「高度」が最も優れているのではないかと期待が生じやすくなります。

その用語が与える言葉のイメージは、私たちの思考に大きな影響を与えます。例えば、「終末期→人生の最終段階」「アドバンスケアプランニング→人生会議」等も、その言葉がもたらす分かりにくさやマイナスのイメージを払拭するために、新たなネーミングによって普及・啓発を試みています。特に、専門用語は一般に分かりにくいことが多く、医療職と患者の間で誤解が生じることもよくありますので、用語の洗練だけでなく分かりやすさの工夫は必要だと思います。そのためにも対話が不可欠です。双方が伝えたつもりの方通行にならないように、相手を理解したい・しようとする姿勢が欠かせません。私も仕事では、子どもでも分かるような伝え方を常に意識しています。専門用語を使って難しく伝えることよりも、子どもや初学者に分かるように伝えることは実に難しいのですが、本当に伝えたいことは何かと発するメッセージの洗練作業につながり、自身の姿勢を見つめ直すよいプロセスだと思っています。余談ですが、行政用語は口語体でないことも多く、無機質で分かりにくいと私は個人的に感じています（この通信では、そうした社会保障関連の用語を分かりやすく説明しているので助かりますね）。言葉の持つイメージ・力について、立ち止まって考えてみることは社会生活を送るためにも重要なことだと思います。

ご報告 2022/11/27 **インディペンデント5周年記念セミナー好評開催！**
「もしもの時に困らない生活設計」 講師 看護師FP 黒田ちはるさん

- ◎今の自分の生活のあり方を再考させてくれました。
- ◎毎月ホルモン注射と分子標的薬「リンパドレナーシ」で約15万円かかっています。なので、今日の話は私にとってタイムリーでした。
- ◎健康なうちに備えが必要だと実感しました。
- ◎リスクは分散させる、ということを実感しました。

新型コロナウイルスの発生から4年目、日常生活を取り戻しつつある半面、感染される方も亡くなる方も多く不安な毎日です。一方で在宅勤務やリモート会議と大企業だけでなく中小企業にも働き方の変化が定着してきました。皆様にとってどんな年になるのでしょうか？笑顔で過ごす一年となりますようお祈り申し上げます。

ご寄付をありがとうございました。
 鈴木利彦様 赤羽和久様 黒田ちはる様 **福**

ご意見・ご感想など、どんなことでも構いません。あなたのご意見をお待ちしております。

がん患者さんの就労支援 **インディペンデント**

(代表) 天野 初音 (社会保険労務士)
〒473-0906 豊田市竹町谷間 120-1 Fax: 0565-47-7866



ホームページ

Mail

facebook

Twitter

がん患者さんの就労支援インディペンデントは会員を募集しています。
 協賛広告を入れずに無料で配布しているため、あなたにお届けする送料と印刷代が必要です。
 賛助会員やご寄付は大歓迎です！お気軽にお声かけください。

インディペンデント通信

「知ることでよりよく生きる」
 がん患者さんの自立と自律を「働く」ことを通じて応援します。
 (インディペンデントは社会保険労務士と専門家らでスタートした市民活動団体です)

一緒に考えましょう！

第22号 2023新春



あけましておめでとうございます。令和5年はインディちゃんのうさぎ年ですね。今年最初のテーマは社会保険（健康保険と厚生年金保険のことをいいます。）についてです。去年の10月から、従業員101人以上の会社で週20時間以上働く方のうち要件を満たす方は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に入ることになりました。来年は51人以上の会社まで拡（ひろ）げられます。この改正で、フルタイムで働くのが難しい患者さんでも社会保険に加入できる可能性が増えました。でも一体社会保険って何でしょう？さて今号では、「パートさんに知ってほしい社会保険について」改めて考えてみたいと思います。（代表 天野）

パートさんに知ってほしい！ 社会保険(健康保険・厚生年金)について



質問1. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）って何ですか？

A 健康保険とは

お勤めの方やその家族が病気やけがをしたときや出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金（保険に加入している本人のみ）の支給をすることで、生活を安定させることを目的とした制度です。保険証をもらい病院の窓口で払う額が3割になります。



A 厚生年金保険とは

お勤めの方が高齢となって働けなくなったり、何らかの病気やけがによって身体に障害が残ってしまったり、大黒柱を亡くされたその遺族が困窮（こんきゅう）してしまうといった事態のときに、保険給付を行う制度です。

インディちゃんも社会保険ってすごいですね！

加入するための条件は何ですか？

質問2で社会保険に加入する条件をチェックしてみよう！ 裏面へGo！

健康保険と厚生年金保険は必ずセットで加入します。会社の規模、週の所定労働時間そして賃金などの要件にあてはまると、フルタイムの人だけでなくパートタイマーの人も必ず加入し、保険料は会社が半分負担（※1）します。支払いは、給料やボーナスから天引きされます。また個人事業主の人は加入できません。（※1 健康保険組合や厚生年金基金の加入者は健康保険組合、厚生年金基金に負担割合をお問い合わせください。）

保険料はどう決まりますか？

保険料は毎月の給料とボーナスに保険料率をかけて計算されます。協会けんぽの場合は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。健康保険組合の場合は、規約により負担割合が決まっています。

みんなの川柳 復帰の日 通勤の道 光ってる (豊田市M史さん) 皆様からの川柳をお待ちしています。